大阪公立大学
Osaka Metropolitan University
学術情報リポジトリ

丹波関係系譜についての一考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007695

丹波関係系譜についての一考察

黒　田　達　也 *

A Consideration of the Genealogy of Tamba (Taniwa)

KURODA　Tatsuya *

要　旨

丹波関係系譜は，『古事記』に開化に関わって三系統のものが載せられている．それは開化妃タカノヒメに関わるものと，開化皇子とされるヒコイマスの系統に位置付けられる垂仁后妃ヒバスヒメ等につながるタニハノヒコタタスミチノウシの系譜，神功に至るヤマシロノオホツツキマワカ・イリネの系統とである．それらが三系統とされて現系譜に定着したのは最終的には『古事記』『日本書紀』編纂段階であるが，丹波系系譜の王統譜への登場は継体段階であり，この段階では息長氏系系譜と直接つながるものではなく，和珥氏系としてのみ一系で位置付けられていた．欽明～敏達段階で丹波系の祖と息長氏系の祖とが兄弟とされ，更に「天皇記」段階で丹波系が三系統に分立されて，現系譜の原型が成立したと考えられる．

はじめに

『古事記』『日本書紀』（以下『記』『紀』等と略記）の王統譜には地方豪族に関係する人名が少なからず見える．その多くは王族の后妃としてであるが，中には地方氏族名ないしはそれに準ずるものを冠する王族名も伝えられる．それは吉備・丹波・息長に関わるものであり，いずれも天皇（大王）の后妃を出したことが伝えられている。吉備は，吉備族の始祖名として位置付けられているだけである（オホキビモロススミは始祖名としても位置付けられていない）が，丹波と息長氏に関係する者は祖の天皇から后妃に至るまでの系譜が知られる．丹波・息長氏系については，他に比して異質とも言い得る扱い方である．

また，「丹波」「息長」を冠する人名は，『記』では前者の後裔として位置付けられてもいるのであり，両者の関係の密接さが窺われる．しかし，この系譜が変改されたものであることは既に別稿で述べ，〔図1〕〔図2〕の如く系譜を復元したところである（黒田，2000年）．ここでは，丹波系系譜について復元的に検討し，息長氏系との関わりについて考えることにしたい．

２００１年４月１１日受理

＊　一般教養科（Department of Liberal Arts）

Ⅰ　タニハノミチノウシの系譜

丹波に関係する系譜は，〔図3〕（『記』）に挙げたように，（a）開化妃タカノヒメに関するもの，（b）開化皇子ヒコイマスの子タニハノヒコタタスミチノウシ（『記』）・タニハノミチノウシ（『紀』）に関わるもの，（c）神功の父祖系譜（ヒコイマス～神功）に見えるもの，という三つに大別できる．嘗て述べたように，（a）のタカノヒメは変改されたものであり（黒田，1991年），その位置付けは（b）の系譜の中で先ず検討されなければならないものである．そこで（b）から考えることにしよう．

タニハノヒコタタスミチノウシの子女については，〔表〕のように幾つかの所伝がある．男子を伝えているのは開化記の系譜だけで他には見えないが，他は垂仁の后妃に関わる伝承であるから，見えないのは当然のことでもあろう．

垂仁記のサホヒメの言中に現われるエヒメ・ヲトヒメは抽象的人名であり，実名とは到底考えられない．拙著『古代の天皇と系譜』（以下「前著」と記す）ではこれらがそれぞれヌバタノ（ニ）イリヒメとアザミノ（ニ）イリヒメとに当たると想定した．その根拠の概略はヌバタノ（ニ）イリヒメとアザミノ（ニ）イリヒメとが「イリヒメ」であることにおいて互いに共通すること，ヒバスヒメは長女で垂仁后とされているが，その妹で『記』『紀』

に共通して垂仁妃とされている者は二人の「イリヒメ」以外に知られないことである．そこでヌバタノ（ニ）イリヒメとアザミノ（ニ）イリヒメとをタニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女として位置付け，開化記にこれら二女が見えないことについては，開化記の系譜が後代に形成されたもので，何等かの事情によってヒバスヒメ等に本来の位置を譲ったことによると考えた．ヌバタノ（ニ）イリヒメとアザミノ（ニ）イリヒメとが古くから垂仁妃とされていたという想定は，それらが垂仁と共通する「イリ」を有していることから，蓋然性が大きいと思われる．しかし，タニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女として位置付けられる系譜も本来性を有するかどうかは，タニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシがヒコタタスとミチノウシとが合体されたものであり，『紀』のタニハノミチノウシも少なくともその位置付けについては事情が同じとみられる（黒田，1991年）ので，検討されなければならない．

垂仁后妃とされるタニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女では，サホヒメの言中に見える系譜を除く四所伝において，「イリヒメ」と実態のないヲトヒメ以外では，ヒバスヒメは全所伝に，マトノヒメは三所伝に，ウタゴリヒメは一所伝にのみ，それぞれ現われている．マトノヒメが現われないのは垂仁記の后妃子女の条であるが，これはマトノヒメが妃とされずに丹波へ返送された（その途中で自殺）ことに対応することは言うまでもない．ウタゴリヒメは「四女喚上」説話にしか見えず，マトノヒメとともに返送されている．また，タカノヒメをタニハ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女とするのは『紀』のみであるが，『記』の各所伝に現われず，『紀』でも垂仁妃とされず返された（途中で自殺）とあることは開化妃とされていることと関係する（黒田，1991年）．

『記』の説話の中で垂仁に喚上されたタニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女が四人であることは，数的には，『紀』がヒバスヒメ・ヌバタニイリヒメ・マトノヒメ・アザミニイリヒメの四女を后妃としていることに一致する．また，ヱヒメ・ヲトヒメという抽象的・通称的名人名以外でタニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女として伝えられているのは計六人であるが，「イリヒメ」の二女を除けば，ヒバスヒメ・ウタゴリヒメ・マトノヒメ・タカノヒメの四女となる．タニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女の数は四人という数と何等かの関係があることが想像される．しかし，この場合は，ヲトヒメを如何に考えるべきであるかが先ず問題となる．

「四女喚上」説話におけるヲトヒメは，タカノヒメが開化妃とされたことに伴って，その替りとして位置付けられた者とみることも可能のようではある．しかし，開化記のヲトヒメの場合は，本条にはタカノヒメだけではなくウタゴリヒメも登場していないのであるから，「四女喚上」条の場合と同様に解し得るとは断じ難い．ヲトヒメの姉としてのヱヒメに該当する者としては，系譜上，ヒバスヒメしか想定し得ない．マトノヒメは，開化記では，ヲトヒメの姉として位置付けられているが，垂仁記では皇妃とされなかったとあり，垂仁紀でも妃ではあっても所生子女が伝えられていないのである．ヌバタノ（ニ）イリヒメとアザミノ（ニ）イリヒメのいずれかをヲトヒメに当てることも，それら自体が「ヱヒメ」「ヲトヒメ」と通称的に表現されて然るべき者であるから，無理が伴うと思われる．『記』編者は，サホヒメの言中のヱヒメをヒバスヒメと考えたが，ヲトヒメに当たる者を確定し得なかったことによって，ヲトヒメをそのままタニハノヒコタタスミチノウシの女の名として位置付けたのではなかろうか．『記』のタニハノヒコタタスミチノウシの女に関する所伝は「ヱヒメ」「ヲトヒメ」を基準にしたものとみられる．垂仁記の后妃子女の条にヲトヒメが見えないのは，上記のヲトヒメの性格からして，当然のことであろう．

タニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女として伝えられるものは，ヒバスヒメ・ウタゴリヒメ・マトノヒメ・タカノヒメと，「イリ」系と関係するヌバタノ（ニ）イリヒメ・アザミノ（ニ）イリヒメとに分け得る．四人という数からすれば，二人の「イリヒメ」はタニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女から排除されるべき者のように思われる．また，垂仁は父系ではヒコイマスと同世代（前著），タニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの子女はヒコイマスの孫ないしそれと同世代の者とされていたとみられることも，垂仁と通ずる「イリヒメ」に問題があることを示しているようである．但し，母系では垂仁は本来ヒコイマスの子の世代に当たる者であったと考えられる（黒田，1996年）ので，全面的に問題があるというわけでもない．ともかく，タニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女として二人の「イリヒメ」が位置付けられたことが，タニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの子女について幾つかの伝承が生ずることになった一因であることは認められるであろう．

『記』が全ての所伝でタカノヒメをタニハノヒコタタスミチノウシの女から排除しているのはそれが開化妃として位置付けられていることによること，また，マトノヒメが垂仁記の皇妃子女条に現れていないのは返送されたという伝承と対応するものであることは前述の通りである．

ウタゴリヒメについてはどうか．ウタゴリヒメも返送されたというのは，サホヒメがタニハノヒコタタスミチノウシの女ヱヒメ・ヲトヒメ二人を喚すように垂仁に言ったとあることと関係するのではなかろうか．后妃子女

の条に見えないのは当然ではあるが，開化記の系譜にも現われていないことは不審である．開化記ではウタゴリヒメの替りにミカドワケが位置付けられているかの如くである．タニハノミチノウシとヒコタタスとが合体されたことによって，両者それぞれの子女とされていた者がまとめられたことは推測し得るところである．従って，タニハノヒコタタスミチノウシの『記』に伝えられる系譜，及びそれと対応するタニハノミチノウシの『紀』の系譜には，元来のヒコタタスとタニハノミチノウシそれぞれの系譜が何等かのかたちで反映しているとすべきである．ミカドワケを含めて五子女（「イリヒメ」を除く）であるが，どのように分け得るであろうか．

ミカドワケを含めて五子女となるにもかかわらず，開化記で四子女と記されていることは，ヒコタタスとタニハノミチノウシのいずれかの子女が四人であったことによると思われる．タカノヒメは，言うまでもなく，丹波（丹後）の地名竹野郡そのものに基づく人名であるから，タニハノミチノウシの女とされていたとしなければならない．マトノヒメは大和国添上郡の満登庄（『東大寺要録』巻六水田章８），現在の奈良県山添村的野に関係する人名ではなかろうか．大和の地名に関わるものとすれば，マトノヒメは丹波とはつながらないようにも思う．しかも，山添村は和珥氏と密接に関わる奈良市の東隣であることから，ヒコタタスの女という位置が想定される．

ヒバスヒメ・ウタゴリヒメとミカドワケとについては地名との関係からだけでは推定もし難いが，ヒコタタスとタニハノミチノウシのいずれかの子女が四人であったとみられるので，それらは兄弟姉妹とされていたと考えられる．タニハノミチノウシの子女が四人とされていたとすれば，王統譜に組み入れられているとは言え，地方豪族に関わる者の子女が四人も位置付けられていたことについては理由があったとみるべきである．その理由として想定できるのは，氏族の始祖伝承や王族の妃という位置にあるということである．しかし，ミカドワケには後裔氏族が伝えられず，ウタゴリヒメは妃とされていない．ヒバスヒメ・ウタゴリヒメ・ミカドワケは，マトノヒメとともに，ヒコタタスの子女とされていたのではなかろうか．このようにみるならば，ウタゴリヒメの「ウタ」は大和国宇陀郡との関係も想像されてくる．

タカノヒメの生母は『記』がタニハノヒコタタスミチノウシの妻とするタニハノマスノイラツメとみるのが良いであろう．また，タカノヒメが開化妃とされたことについては，それが開化の原型であるワカヤマトネコとヒコオホヒヒのいずれかの妃であったことによると思われる．いずれかと言えば，タニハノミチノウシの父が元来ヒコユムスミであったとみられ（黒田，1991年），タニハノミチノウシがヒコタタスと合体されたように，「ヒコ＋某」形式の人名との関係が知られることから，ヒコオホヒヒ妃であった可能性の方が大きいように思われる．

ヒコイマス―タニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシ―ヒバスヒメ・タカノヒメ等という系譜は，ヒコイマス―ヒコタタス―ヒバスヒメ等と，ヒコユムスミ―タニハノミチノウシ―タカノヒメという二つの系譜が合体されたものであり，言うまでもなく後者が丹波系に関わる系譜である．ヒコユムスミは丹波出自のタカノヒメ所生として『記』『紀』に伝えられるが，欽明～敏達段階の王統譜では尾張系のタカチナヒメ所生であり，タカノヒメはヒコユムスミの孫・タニハノミチノウシの女とされていた（黒田，1996年）．尚，ヌバタノ（ニ）イリヒメ・アザミノ（ニ）イリヒメは継体段階で崇神皇子とされていたヤツリノイリヒコとカムオホネの女オシグロヒメとの間の女，欽明～敏達段階でヒコイマスの子とされたカムオホネ（ヤツリノイリヒコと合体）の女としてそれぞれ位置付けられ，「天皇記」で現系譜の如き位置付けになったと考えられる（黒田，1999年）．

ヒコユムスミ関係とヒコイマス関係の二つの丹波系系譜は本来一つのものであったのが分離されたということであるが，いま一つの神功の父祖系譜に関係するものについては如何であろうか．

Ⅱ　ヤマシロノオホツツキマワカの系譜と和珥氏

開化記の神功の父祖系譜に見えるイリネをヒコイマスの子とする系譜は変改されたものであり，イリネは崇神皇子として『記』が伝えるオホイリキと関係すると思われる（黒田，1996年）．オホイリキは崇神皇子とされる前は垂仁皇子とされていたとみられる（前著）ので，イリネも同様であったであろう．垂仁は，ミマツ（キ）ヒメ所生であるが，ミマツ（キ）ヒメは，欽明～敏達段階で，ヒコイマスの姉妹とされていたとみられる（前著）ので，ヒコイマスの子女と同世代となり，イリネはヤマシロノオホツツキマワカ等の子女の世代になる．一方，垂仁を父系で見るならば，ヤマシロノオホツツキマワカ等は崇神の兄弟（兄）ヒコフツオシノマコトの孫であるから，崇神の孫であるイリネとヤマシロノオホツツキマワカ等とは同世代となり，世代関係では『記』と一致する．従って，ヤマシロノオホツツキマワカとイリネの女タニハノアヂサハヒメとは，垂仁の父系では父と女の世代関係となるので，両者の婚姻関係は元の系譜のそれが踏襲されたとみることも可能ではある．しかし，この関係は丹波系に「イリ」系と「ヒコ＋某」系との二流があったことになり，疑問とすべきように思われる．ヒコユムスミとタニハノミチノウシとの関係は否定し得ないとみられるので，タニハノアヂサハヒメをイリネの女とす

る系譜を改作されたものと考えなければなるまい．タニハノアヂサハヒメは，イリネの女に位置付けられることになった事情については別に検討しなければならないが，ヤマシロノオホツツキマワカとの関係が先ず重視されるのである．

前著において，オホタラシヒコと対をなすオホタラシヒメをヤマシロノオホツツキマワカの女として位置付けた．その根拠は，オホタラシヒメを原型とするオキナガタラシヒメ＝神功がヤマシロノオホツツキマワカの曾孫として『記』に伝えられるとともに，『紀』では開化の曾孫と記されていることから，ヒコイマスを開化の子とすれば，ヤマシロノオホツツキマワカとその子女はそれぞれ開化の孫と曾孫とになり，また，オホタラシヒコとオホタラシヒメとは同世代になるということである．この想定に従えば，タニハノアヂサハヒメは，ヤマシロノオホツツキマワカ妃として伝えられているので，オホタラシヒメの生母とされていたことが考えられる．タニハノアヂサハヒメ所生とされているのはカニメイカヅチであるが，この同母姉妹であったオホタラシヒメがオキナガタラシヒメに変更され，更に開化の五世孫に変改された際，オキナガタラシヒメは，元の系譜のオホタラシヒメとカニメイカヅチとの血縁関係に基づいて，カニメイカヅチの孫とされたという過程も想定されるであろう．しかし，オホタラシヒメの生母として位置付けられていたことが想定されるのはカヅラキノタカヌカヒメであり（黒田，1998年），タニハノアヂサハヒメの位置は別に求められなければならない．

イリネがヤマシロノオホツツキマワカの同母弟として伝えられていることからすれば，いま一人の同母弟とされるヒコオスの女としてタニハノアヂサハヒメが位置付けられていたことは想定される．また，本来ヤマシロノオホツツキマワカの同母兄弟とされていたが，後にその位置が変改された者の女というようなことも推測し得ぬわけでもない．しかし，いずれの場合も，同じ和珥氏系ではあるが，ヒコユムスミ系とヒコイマス系とに丹波系が分かれることになる．ヒコイマス系にも丹波関係の者が位置付けられていたことがタニハノミチノウシがヒコイマスの子とされた原因とみられるかも知れないが，タニハノミチノウシが合体されたのはヒコタタスとであるから，問題があると思う．

吉備族の始祖として上道臣系のオホキビツヒコ（『記』）・キビツヒコ（『紀』，但し吉備族の始祖とは明記されていない）と下道臣系のワカヒコタケキビツヒコ（『記』）・ワカタケルヒコ（『紀』，但し吉備臣の始祖と記される）とが『記』『紀』系譜に伝えられていることは周知のところであるが，それに先立ってはワカタケルヒコがヤマトタケルの子で，吉備族の始祖として位置付けられていたと考えられる（前著）．丹波系もこの吉備族の場合と同様であったのではなかろうか．ヒコユムスミ―タニハノミチノウシの系譜に関わる者としてタニハノアヂサハヒメが位置付けられていたと思われる．旦波之大県主ユゴリや，丹波之遠津臣とその女タカキヒメも，それぞれヒコユムスミの生母の父，タニハノアヂサハヒメ所生のカニメイカヅチとその父という位置付けであることからしても，同様であったとみられる．

ヒコユムスミが尾張氏系のタカチナヒメの所生から丹波系のタカノヒメ所生に変改されたことについては，タカチナヒメがウマシウチノスクネの生母とされ，ヒコイマスとともにヒコフツオシノマコトの子とされていたヒコユムスミが開化皇子として位置付けられたことに伴って，開化の原型の一方であるヒコオホヒヒの妃であったタカノヒメの所生とされたとみられる．タカノヒメ所生としてヒコユムスミが位置付けられた理由としては，その他に，その子がタニハノミチノウシであるように，丹波と関係する者とされていたことも挙げられるであろう．ヒコユムスミ妃として丹波関係者が位置付けられていたのではなかろうか．タニハノミチノウシという王族名は，生母が丹波系であったことによる命名という性格を持たされていたと考えるのが良いように思われる．

氏族名を有する祖先名を王族として王統譜に載せる中央系氏族は波多・許勢・蘇我・平群・紀・葛城各氏であるが，それらが有力氏族であることは言うまでもない．地方豪族である吉備族は大和政権に対抗し得るほどの勢力を備えていたものであり，息長氏は継体以降の大王家と密接に繋がるもの，坂田君はその同族である．いずれも丹波地域の豪族などとは大きな相違がある．吉備族の始祖の一人ワカヒコタケキビツヒコは本来「吉備」を名に含まぬワカタケルヒコであり，いま一人の〔オホ〕キビツヒコはヒコイサセリヒコの亦名として王統譜に位置付けられているだけである．息長氏系も始祖とされているのはオホホドであり，息長を冠する人名の者ではない．また，吉備族の始祖ワカタケルヒコはヤマトタケルの子として元来位置付けられていたとみられる（前著）が，ヤマトタケルの妃の一人に吉備出自の女オホキビタケ〔ル〕ヒメ（吉備臣建日子の妹，『記』）・キビアナトタケ〔ル〕ヒメ（吉備武彦の女，『紀』）が知られる．このことはあるいはワカタケルヒコが吉備出自の女の所生とされていたことの名残かもしれない．息長氏も，変改された系譜ではあるが，オホホドの父ワカヌケフタマタの母をオキナガマワカナカツヒメとする伝を有しており（『記』），これも元の系譜を何等かのかたちで伝えているとも考えられる．葛城系諸氏族の始祖の生母は伝えられていないが，吉備族・息長氏についての前記の状況は，消極的ではあるが，タニハノミチノウシの生母として丹

波系の女が位置付けられていたことを示唆しているように思われる．

タニハノアヂサハヒメは，前述のように，オホタラシヒメの生母であったと考えることはできないが，ヤマシロノオホツツキマワカの妻とされていたことについてばどうか．両者の間の子とされるカニメイカヅチは，その「カニ」が垂仁妃として『紀』に伝えられるカニハタトベの「カニハタ」（山城国相楽郡蟹幡郷）や，「京北条里班田図」に京北四条二里の里名として記される蟹川（大和国添下郡）との関係が想像されるが，いずれの地域も，カニハタトベの父ヤマシロノオホクニノフチの「オホクニ」に当たるとみられる山城国宇治郡大国郷とともに，和珥氏との関係が考えられるように，和珥氏系の人名とみられるのであり（黒田，2000年），同じく和珥氏と関係するヤマシロノオホツツキマワカの子として元より位置付けられていたとしても問題はないように思われる．また，タニハノカハカミノマスノイラツメをタニハノミチノウシの妻とする系譜まで改作されたものとする必要はないのではなかろうか．とすれば，タニハノミチノウシの生母とされていた可能性がある者としては，ヤマシロノオホツツキマワカとタニハノアヂサハヒメとの間の子とされるカニメイカヅチの妻タカキヒメが残されることになるが，ここでいま少し丹波系と和珥氏系とに関係する系譜について述べておくことにしたい．

カニメイカヅチの父であるヤマシロノオホツツキマワカはヒコイマスの子として伝えられているが，『記』にはヒコユムスミの子にもそれと類似するオホツツキタリネが，サヌキタリネとともに，位置付けられている．同じ地名を有する同性の王族名は少なからず知られるが，それらの大半は，（a）一人の者が複数に分立されたとみられるもの，（b）一方から他方が分立・架上されたと考えられるもの，（c）吉備族・息長氏・丹波に関わる者，である．（a）（b）は地名に関係する人名以外の者にも共通するが，ともかく，例外はこのオホツツキタリネとヤマシロノオホツツキマワカとだけである．

この両者は，「〔オホ〕ツツキ（筒木）」という地名を有する氏名は伝えられていないので，吉備族・息長氏・丹波関係以外の人名に通ずると思う．しからば，両者は本来同一人物であったか，それとも一方から他方が分立されたものか，ということになる．また，当初から相異なる存在として造作されたということも勿論あり得る．しかし，いずれにしても，両者は本来近い関係を有する者として位置付けられていたとみるのが良いと思われる．両者は，オホマタとヲマタやサホヒコとヲザホ（いずれもヒコイマスの子，『記』）のように，兄弟（同母）とされていたと考えられる．オホツツキタリネとサヌキタリネは，「タリネ」を共有しているので，兄弟として元より位置付けられていたとみられるとすれば，オホツツキマワカを加えると三人ということになる．この数は『記』のオホツツキマワカの同母兄弟数と一致する．ヤマシロノオホツツキマワカ・ヒコオス・イリネという同母兄弟は，オホツツキタリネ・オホツツキマワカ・サヌキタリネの三兄弟を基に変改されたものではなかろうか．ともかく，オホツツキタリネ・オホツツキマワカ・サヌキタリネの生母としては，オホツツキマワカの母として位置付けられていたことが考えられるヤマシロノエナツヒメ（前著）が想定される．

タニハノアヂサハヒメは，それを同母弟イリネの女とする系譜が『記』に先立つ系譜の反映と考えられるのであれば，オホツツキタリネやサヌキタリネの女とされていたことになる．この場合，タニハノアヂサハヒメの生母が誰であったかが問題であるが，丹波系の者とすべきであることはタニハノミチノウシの場合と同様と思われる．丹波系の女は，タニハノアヂサハヒメの他に，タニハノミチノウシ妃タニハノカハカミノマスノイラツメ，ヒコユムスミ妃と想定されるタカキヒメ，及びタカノヒメである．タニハノアヂサハヒメをヤマシロノオホツツキマワカの兄弟の女とみる限りでは，その生母としてはタカノヒメしか残らない．しかし，タカノヒメは後に開化妃とされるのであるから，開化の原型の妃とされていたとするのが妥当である（黒田，1996年）．従って，タニハノアヂサハヒメをヤマシロノオホツツキマワカの兄弟の女とする想定に問題があるということになる．

タニハノアヂサハヒメが三人の丹波系の女のいずれかの所生であるとすれば，その父としては，ヒコユムスミ・タニハノミチノウシと開化の原型とが候補として挙げられる．開化の原型の女というのは，ワカヤマトネコ・ヒコオホヒヒはいずれにせよヒコユムスミの孫の世代，ヤマシロノオホツツキマワカの子の世代に位置付けられるので，否定されなければならない．ヒコユムスミの女の場合はヤマシロノオホツツキマワカと同世代，タニハノミチノウシの場合はヤマシロノオホツツキマワカの子女と同世代で『記』に伝えられる世代関係と同様になる．タニハノアヂサハヒメは，ヒコユムスミ女・タカキヒメ所生・タニハノミチノウシ同母姉妹であったとすれば，タニハノミチノウシがヒコタタスと合体された段階で，タニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの同母姉妹，少なくともヒコイマスの女として位置付けられて然るべきである．一方，タニハノミチノウシ女・タカノヒメ同母姉妹という場合は，タニハノアヂサハヒメは合体されたタニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女とされるべきであったということも考え得る．前者の場合は，タニハノアヂサハヒメがイリネの女とされていることからも生ずる当然の疑問である．しかし，後者については，タニハノミ

チノウシの女であったタカノヒメの位置付けが変改されているので，同母姉妹タニハノアヂサハヒメも同時に変改されたとみることは可能のように思われる．

旦波之大県主ユゴリは，従って，タニハノカハカミノマスノイラツメの父として位置付けるより他はない．タカノヒメがヒコユムスミの生母とされたことによって，その父としてタニハノミチノウシを位置付け得なかったために，生母タニハノカハカミノマスノイラツメの父とされていたユゴリが替りに位置付けられたのではなかろうか．ヒコユムスミ妃タカキヒメの父をタカノヒメの父とすることも，変改の方法として，考えることもできるが，タカキヒメがカニメイカヅチ妃とされたことによって，ユゴリをタカノヒメの父とせざるを得なくなったのであろう．しかし，このことはタカキヒメがカニメイカヅチ妃とされた事情に関わる．

タニハノミチノウシがヒコタタスと合体されたこと，欽明～敏達段階でタカキヒメ所生のヒコユムスミ子とされていたオキナガヒコがカヅラキノタカヌカヒメ所生のオキナガスクネ子に変改されたことによって，タカキヒメは所生子を「失う」ことになった．一方，カニメイカヅチは，『記』『紀』編纂段階で，オキナガタラシヒメを仲哀と同じく開化五世孫とするために，オキナガスクネの父として位置付けられた．カニメイカヅチが，本来，後世の王族にどのようにつながる者とされていたかは今のところ不明とせざるを得ないが，オキナガスクネの父とされたことにより，オキナガヒコの生母とされていたタカキヒメがカニメイカヅチ妃・オキナガスクネ生母に位置付けられたと考えられる．

むすびにかえて

以上の丹波系系譜をまとめると，〔図4〕のようになる．尚，ヒコイマス関係系譜は，便宜上，「ヒコ＋某」形式の人名の復元系譜（黒田，1996年）を記している．タニハノミチノウシとオキナガヒコとがタカキヒメ所生という関係になる．また，タニハノミチノウシの女としてタカノヒメとタニハノアヂサハヒメの二人が位置付けられていたとみられることは，垂仁記のサホヒメの言中でタニハノヒコタタスミチノウシの女「ヱヒメ・ヲトヒメ」とあることと相関係するように思われる．

このような丹波系の系譜が王統譜に位置付けられた理由については，ヒコフツオシノマコトからヒコユムスミ・ヒコイマス等へ続く系譜は和珥氏に関わるものであることから，一つには和珥氏との関係が考えられる．丹波は和珥氏の同族として『記』に伝えられる多紀臣が本拠とするところでもある．また，オキナガヒコとタニハノミチノウシとがヒコユムスミとタカキヒメとの間の子として位置付けられる系譜が形成されていたと想定できるところからして，息長氏との関係も想定し得る．〔図4〕では，息長氏系の祖オキナガヒコは，和珥氏系であるが，丹波系のタカキヒメ所生という位置付けであることから，言わば丹波系の分流という位置にあることになる．このオキナガヒコの位置付けは欽明～敏達段階の王統譜でのものと想定されるものであるが，継体段階では，崇神（原型）の子とされていたヤツリノイリヒコとカムオホネ・オキナガミヅヨリヒメの女オシグロヒメとの間の子として位置付けられていたことが考えられる（黒田，2000年）．このオキナガヒコの位置付けにタニハノミチノウシの系譜を合わせると，〔図5〕の如きものになる．息長氏系系譜は，欽明～敏達段階で，「イリ」系から「ヒコ＋某」系に変更されたということであるが，最後にタニハノミチノウシがヒコタタスと合体され，ヒコユムスミ系からヒコイマス系へ変更された事情について考え得るところを述べ，むすびにかえることにしたい．

注目したいのは，ヒバスヒメ等が丹波系とされたことについてである．丹波の地域に有力な豪族が存在したことは文献からは明確には知ることができないが，白米山1号墳（与謝郡加悦町，全長92m，前期後半）・蛭子山1号墳（京都府与謝郡加悦町，全長145m，前期後半）・網野銚子山古墳（竹野郡網野町，全長198m，中期初頭）・神明山古墳（竹野郡丹後町，全長190m，中期初頭）・黒部銚子山古墳（竹野郡弥栄町，全長100m，中期前半）・涌田山1号古墳（中郡峰山町，全長100m，中期後半）と，四世紀後半から五世紀後半まで，丹後半島に有力な前方後円墳が営まれている（とりわけ網野銚子山・神明山は日本海沿岸地域最大の規模）ことからすれば，丹後（ないし丹波）が「独立王国」であったかどうかはともかくとしても，当地域（丹後）にこの間有力な豪族が存在したことが窺われる．「丹波遠津臣」のように，地方豪族では吉備や出雲のような大和政権と伍するような大勢力を有したことが想定される豪族と同じ「臣」を称した如くであること，「旦波之大県主」というように単なる県主ではなく「大」を冠する特殊な県主とされていることは丹波勢力の嘗ての有力さを示すものであろう．また，朝鮮から大和までの道筋の一つとして日本海ルートがあったことは，アメノヒボコの但馬への渡来伝承や欽明朝末期における高句麗使の越漂着からしても明らかである．丹後の豪族が有力であり得た理由の一つとして日本海を通じた朝鮮半島等大陸との交流にあったとみることは容易であろう．このような丹波（丹後）が重視されていたことは想像に難くなく，丹波系の女が初期の大王の妃として迎えられたことも充分推測可能である．丹波が重視されていたことは，そこを本拠としていた多紀臣が和珥氏の同族とされていることにも見出されるように思う．

多紀臣の本拠が，有力古墳の存在する丹後ではなく，令制下の丹波であることは，あるいは和珥氏が大和政権と丹後勢力とを結びつける役割を果たしていたことを物語るものであるのかも知れない．

ヒバスヒメ等が丹波系，しかも和珥氏と繋がる丹波系とされたことは，このような丹波の実情が関係しているのではなかろうか．丹波（丹後）の外交上の重要性からして，その地域を和珥氏と関係するものとして位置付けることは，和珥氏にとって重要な意義を持つと言い得る．和珥氏系の大王であるオホタラシヒコ（黒田，1998年）の生母ヒバスヒメが和珥氏と関係する丹波系であるとすることで，和珥氏系大王家が日本海を通じた大陸との外交権を掌握していたことを示したと考えられるのである．

このような系譜の変改は和珥氏系系譜が解体・変改された蘇我氏系による「天皇記」編纂段階でなされたとは考え難い．和珥氏自身によって行われたとみるべきであろう．しからば，それは欽明〜敏達段階においてのことと考えられる．この段階で丹波系はヒコユムスミ系とヒコイマス系とに分かれることになった．継体段階でヒコフツオシノマコトの女・ヒコイマスの姉妹で〔オホ〕ヤマトヒコ妃とされていたヒバスヒメが，欽明〜敏達段階でタニハノミチノウシと合体したヒコタタス（タニハノヒコタタスミチノウシ）の女で〔オホ〕ヤマトヒコから分立されたヤマトタラシヒコ妃とされたと考えられる．

このようにみてくると，欽明〜敏達段階でのオキナガヒコとタニハノミチノウシとをヒコユムスミの子で同母兄弟であるとしている〔図4〕は変更の必要が生じる．オキナガミヅヨリヒメだけが，敏達后ヒロヒメ（オキナガマテ王の女）に比定されるかたちでヒコイマス妃とされ，オキナガヒコ等がヒコイマスの異母兄弟（黒田，1996年）ヒコユムスミの子とされたというのは，やはり不自然であろう．タニハノミチノウシはタニハノヒコタタスミチノウシとしてオキナガミヅヨリヒメ所生のヒコイマスの子，オキナガヒコはタカキヒメ所生のヒコイマス子という位置付けがの方が良いと思われる．これを図示したのが〔図6〕である．

このような系譜が変改されたのが〔図3〕の如きものであるが，オホタラシヒメと合体されたオキナガヒメ（オキナガタラシヒメ）は和珥氏と関係するヒコイマス系で丹波系ではあるが，タニハノヒコタタスミチノウシの女とされていたタニハノアヂサハヒメがイリネの女とされた事情はどのように考えれば良いであろうか．明確なことは言い得ないが，推測できることを記しておくことにしたい．

注意したいのはイリネが能登臣の祖とされるオホイリキ（『記』）と兄弟関係で位置付けられていたとみられる人名であることである．「国造本紀」は，越前の三国国造と越中の伊彌頭国造とを蘇我氏と同族としている．北陸地域の国造としては他に，若狭国造・高志国造が膳氏系，角鹿国造が吉備族系，加我国造・羽咋国造が三尾氏系，能等国造・加宜国造が大入来命系，久比岐国造が倭直系，高志深江国造が道君系，佐渡国造が阿岐国造系とされている．膳氏は元来和珥氏と関係を有していたが最終的には阿倍氏の同族として蘇我氏とつながったものであり（黒田，1997年），吉備族は最終的には蘇我稲目による白猪・児島屯倉設置で大和政権に服属したものである（門脇禎二，1995年）ことからすれば，有力豪族で見れば，当地域は蘇我氏との関係が濃厚と言い得る．このことからすれば，能登臣・能等国造の祖とされるオホイリキと対をなすイリネは，蘇我氏による系譜変改の際に，丹波系の一人の祖として位置付けられたことが考えられるのではなかろうか．蘇我氏系に関係する人名（例えば「タケ＋某」形式の人名，黒田，1995年）の者ではなくイリネが丹波系の祖とされたことについては，丹波（丹後）と能登とが日本海を通じて交流があったことと関係するように思われる．

〔表〕　タニハノヒコタタスミチノウシの子女（『古事記』）

開化記	垂仁記			垂仁紀
	后妃子女	沙本毘売言中	四女喚上	
比婆須比売命	氷羽州比売命		比婆須比売命	日葉酢媛命
	沼羽田之入毘売命			渟葉田瓊入媛
		兄比売		
弟比売命		弟比売	弟比売命	
			歌凝比売命	
真砥野比売命 (弟比売命の姉)			円野比売命	真砥野媛
	阿邪美之伊理毘売命			薊瓊入媛
				竹野媛
朝廷別王				

〔図　1〕　継体段階の息長氏系系譜

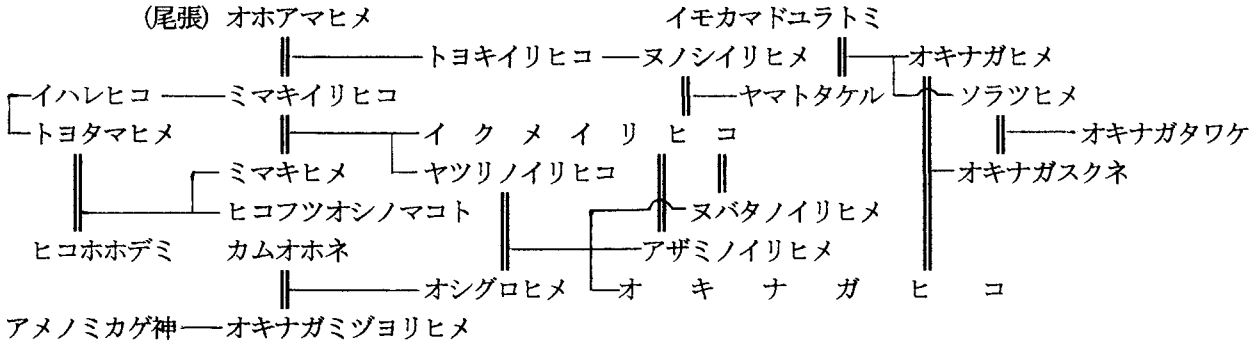

〔図　2〕　欽明～敏達段階の息長氏系系譜

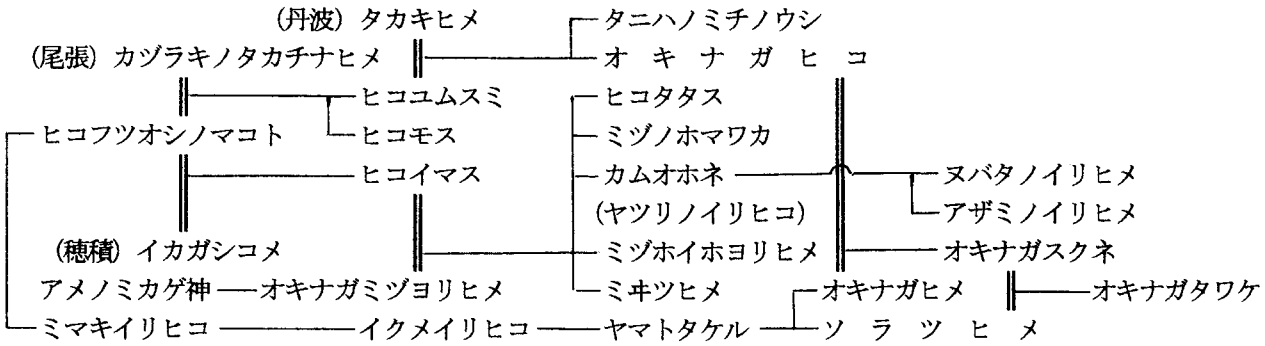

〔図　3〕

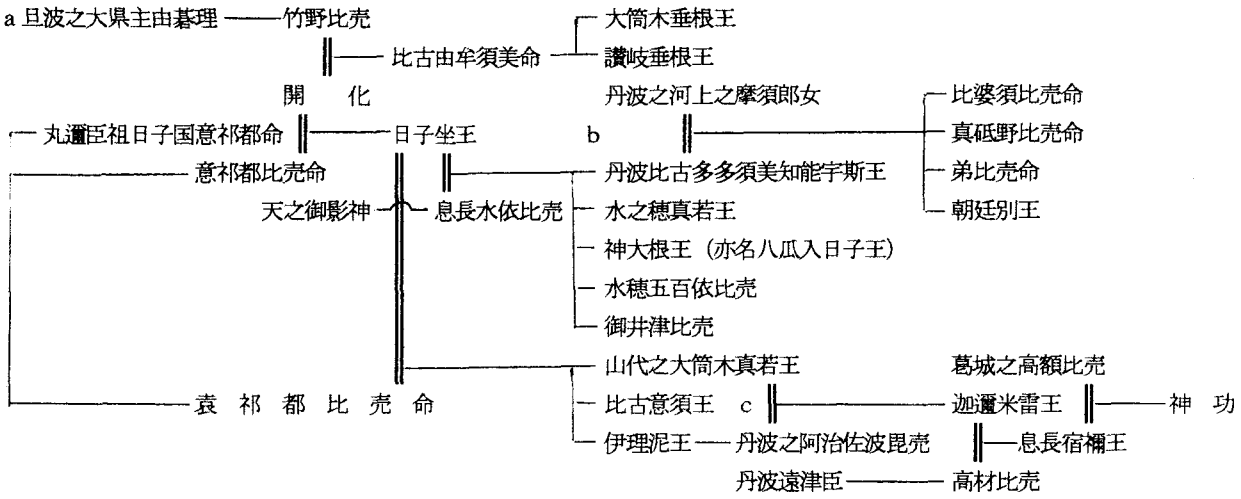
a 旦波之大県主由碁理
竹野比売
比古由牟須美命
大筒木垂根王
讃岐垂根王
開　化
丹波之河上之摩須郎女
比婆須比売命
真砥野比売命
弟比売命
朝廷別王
丸邇臣祖日子国意祁都命
日子坐王
b
意祁都比売命
丹波比古多多須美知能宇斯王
天之御影神
息長水依比売
水之穂真若王
神大根王（亦名八瓜入日子王）
水穂五百依比売
御井津比売
山代之大筒木真若王
葛城之高額比売
袁祁都比売命
比古意須王
c
迦邇米雷王
神功
伊理泥王
丹波之阿治佐波毘売
息長宿禰王
丹波遠津臣
高材比売

〔図　4〕

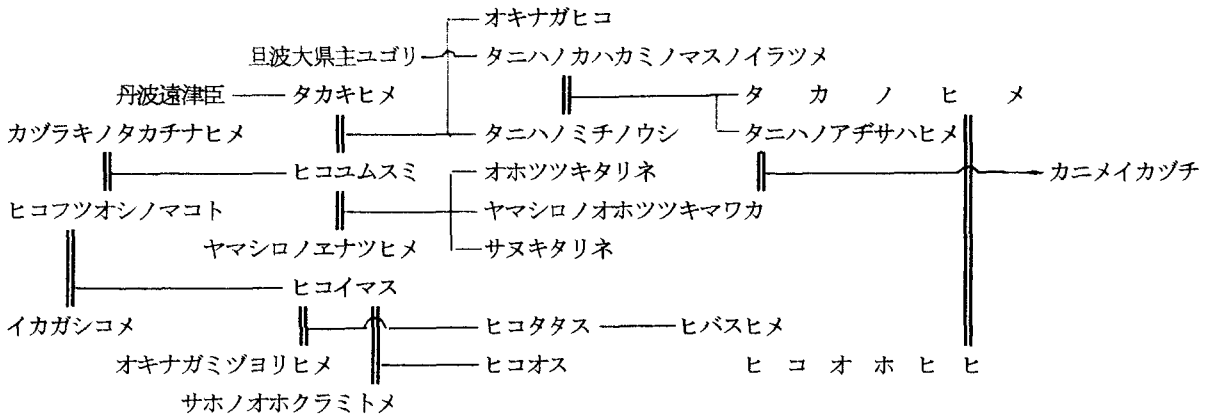
オキナガヒコ
旦波大県主ユゴリ
タニハノカハカミノマスノイラツメ
丹波遠津臣
タカキヒメ
タカノヒメ
カヅラキノタカチナヒメ
タニハノミチノウシ
タニハノアヂサハヒメ
ヒコユムスミ
オホツツキタリネ
カニメイカヅチ
ヒコフツオシノマコト
ヤマシロノオホツツキマワカ
ヤマシロノエナツヒメ
サヌキタリネ
ヒコイマス
イカガシコメ
ヒコタタス
ヒバスヒメ
オキナガミヅヨリヒメ
ヒコオス
ヒコオホヒヒ
サホノオホクラミトメ

〔図　5〕

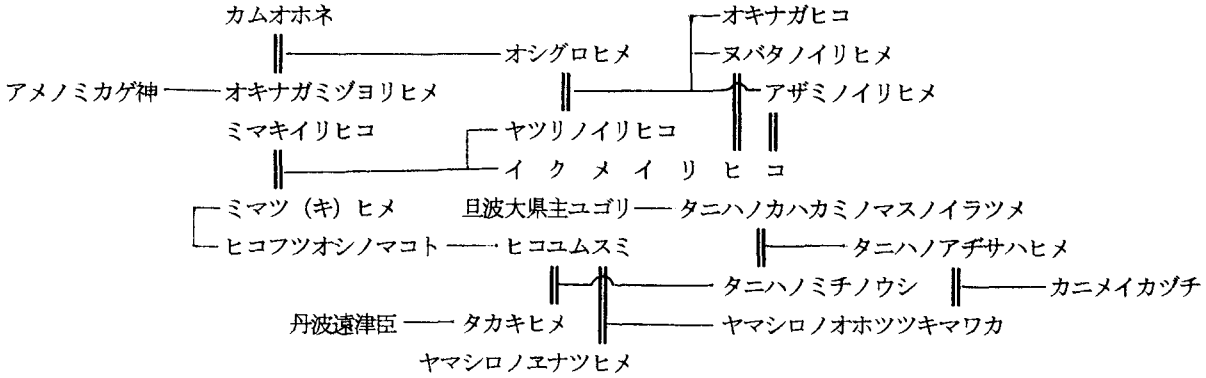
カムオホネ
オキナガヒコ
オシグロヒメ
ヌバタノイリヒメ
アメノミカゲ神
オキナガミヅヨリヒメ
アザミノイリヒメ
ミマキイリヒコ
ヤツリノイリヒコ
イクメイリヒコ
ミマツ（キ）ヒメ
旦波大県主ユゴリ
タニハノカハカミノマスノイラツメ
ヒコフツオシノマコト
ヒコユムスミ
タニハノアヂサハヒメ
タニハノミチノウシ
カニメイカヅチ
丹波遠津臣
タカキヒメ
ヤマシロノオホツツキマワカ
ヤマシロノエナツヒメ

〔図　6〕

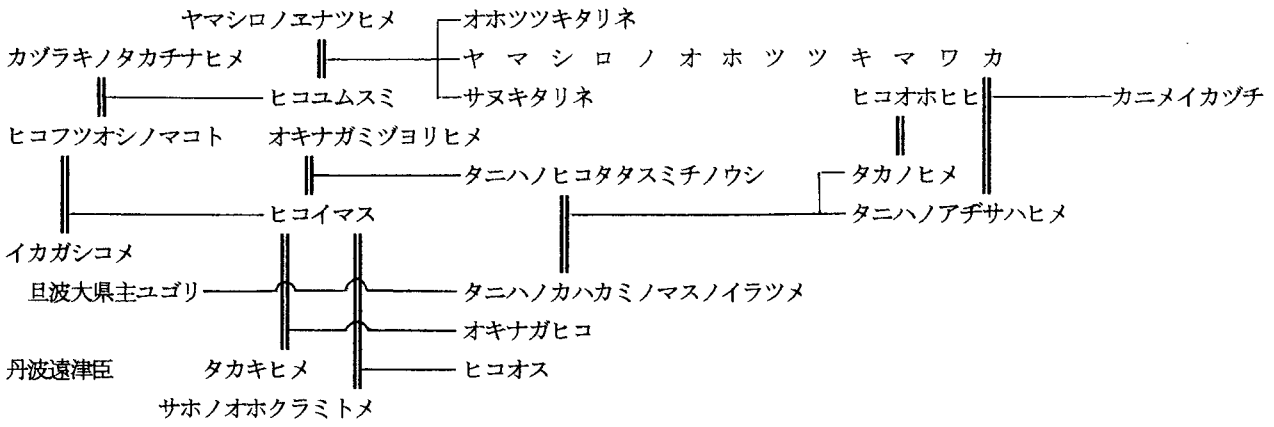

参考文献

門脇　禎二
『吉備の古代史』（日本放送出版協会，1995年）.
黒田　達也
『古代の天皇と系譜』（校倉書房，1990年）.
「『ヒコ＋某』形式の人・神名とその特徴」
（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』25，1991年）.
「蘇我氏関係系譜の原型をめぐって」
（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』29，1995年）.
「和珥氏関係系譜についての再検討
—「ヒコ＋某」形式の人名を中心として—」
（『日本書紀研究』第20冊所収，塙書房，1996年）.
「地方平定伝承をめぐって」
（『日本歴史』589，1997年）.
「『タラシ』関係系譜についての再検討」
（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』32，1998年）.
「『イリ』系譜についての再検討」
（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』33，1999年）.
「『息長』を冠する王族の系譜をめぐって」
（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』34，2000年）.

<追　記>

本稿は平成１２年度文部省（文部科学省）科学研究費補助金（基盤研究（C））による研究成果の一部である.